平成27年度 山梨県消費生活紛争処理委員会 議事録

- 〇日 時 平成27年6月5日(金) 午後2時~3時
- 〇場 所 山梨県庁本館2階特別会議室
- 〇出席者(敬称略)
 - [委 員]権守委員、斎藤委員、清水委員、關野委員、中村委員、西山委員、新田委員、 米山委員 以上8名(50音順)
 - [事務局] 企画県民部 堀内部長、渡辺理事

消費生活安全課 杉田課長、丸山総括課長補佐、小林課長補佐、武井副主幹、 三澤主事

県民生活センター 大堀所長、小池主査 以上9名

〇傍聴者数 3名

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 企画県民部長あいさつ
- 4 山梨県消費生活紛争処理委員会会長選出及び会長あいさつ
- 5 議事
 - (1)消費者行政の概要について
 - (2) 県民生活センター相談及びあっせん状況について
 - (3)消費生活紛争処理委員について
- 6 閉 会

【議事】

(議長)まず、「消費者行政の概要について」事務局から説明をお願いします。 事務局から資料1により説明

(議長)ありがとうございました。皆様からご質問、ご意見はありますか。

- (委員)活性化基金についてですが、今年度から交付金とのことですが、基金は終了して、新たに国から交付金が来るということでよいでしょうか。
- (課長)そうです。平成 20 年度末に国から 2 億円いただき、基金を設置し、その後積み増しまして、 平成 26 年度まで約 2 億 8 千万円を基金事業として実施してきました。今年度以降は、新たな交付 金を活用し、事業を進めていきます。なお、現在、基金の残額は約 4 百万円ありますが、今後は 限定された事業に活用が可能となっております。

(議長)他にご質問はありますか。

(委員)資料 P3 の市町村の基礎的な取組に対する支援事業のところで、「20 市町村が実施」とあり、対象外の市町村が記載されていますが、支援の仕組みとして、市町村から申請のみによるのか、

それとも県からの働きかけもあるのかということを教えていただきたい。

- (課長)対象外となっている市町村が7つありますが、この市町村がどうなっているかと申しますと、 それぞれが自主財源で事業を実施しており、県内全ての市町村に消費者相談窓口が設定されてい ます。この交付金は、基本的には事業全額に当てることができますので、有効に活用していただ けるよう働きかけを行っています。
- (議長)それでは、次に「県民生活センターにおける相談及びあっせん状況について」説明をお願いします。

事務局から資料2により説明

- (議長)ありがとうございました。説明に対し、皆様からご質問、ご意見はありますか。
- (委員)資料 P3 の「あっせん状況」において、非常にあっせんによる解決率が高く、驚いております。 相談員の方々が非常にご尽力いただいていることと思います。その中でも不調に終わっている 11 件についてですが、事案にもよると思いますが、この後どのようになることが多いか分かります か。
- (所長)県民生活センターのあっせんにつきましてご説明しますと、相談者や事業者とのやり取りは1 回だけではなく、何度かやり取りをいたします。場合によっては、センターに両者においでいた だき3者面談などもあります。最初は相談者の苦情内容の確認を行い、そこから問題点を探って いって、最終的には解決案を提案していきます。相談者の誤解がある場合もあったり、どうして も事業者が応じない場合は弁護士に委任をすると行ったこともあり、様々です。
- (委員)弁護士の法律相談や法テラスの法律相談を紹介したりするということでよろしいですか。
- (所長)はい。センターでも弁護士による無料相談会を実施しておりますし、法テラスの法律相談を紹介したりしております。
- (議長)他にご質問はありますか。
- (議長)それでは、次に「消費生活紛争処理委員会について」説明をお願いします。 事務局から資料3により説明
- (議長)ありがとうございました。説明に対し、皆様からご質問、ご意見はありますか。
- (委員)消費生活条例第24条第1項に、訴訟の場合に費用を援助するとありますが、具体的に援助の対象となる費用はなんでしょうか。弁護士の費用等も対象でしょうか。
- (課長)資料 P14、規則の第 19 条にありますが、訴訟代理人に支払う報酬その他費用が対象となって おります。
- (委員)説明ありがとうございます。そういう制度があるので、ぜひ、該当となる案件があれば説明して、活用していただければと思います。ところで、このことに関連しまして、委員会でのあっせん等は、消費者が希望しないとできないのですが、制度を知らないと希望もできないと思います。 どのように制度について説明等をされていますか。
- (課長)センターに相談に来られて、センターで解決できないものは他の手段で対応しますが、そのうちの一つとして、当委員会におけるあっせん等があります。さらに、できない場合は裁判等になるのですが、訴訟の費用が不足する方がいらっしゃる場合に、貸付等の制度があることをお知ら

せしていきます。

- (委員)紛争処理委員会にあっせん・調停として付託されたものに関して、訴訟をするときにはじめて 訴訟費用の貸付の対象となるのではないでしょうか。
- (課長)訴訟費用の貸付は、条例第 24 条にあるとおり、同種の被害が多数発生し、又は発生する恐れがある商品又は役務に係るもので、規則で定める要件を満たし、委員会で援助することが妥当であると認めるものについて行うことができます。紛争処理委員会におけるあっせん等の手続を経る必要はありません。
- (議長)ありがとうございました。他にご意見等はありますか。
- (委員)訴訟の援助についてですが、「同種の被害が多数発生する、又は多数発生するおそれがある商品又は役務に係るもの」とありますが、山梨県では1件ですが、他県で被害が多数ある又は恐れがあるという場合はどのように取り扱われるのでしょうか。例えば、山梨県で相談があって、静岡県や長野県でも被害が生じている場合は、どのように対処されるのでしょうか。
- (課長)あっせん・調停については、県域を越える場合、全国的なものの場合は、国民生活センターに 行っていただくことになります。裁判については、全国的なものを本県のみでできるか否かにつ いては、委員の皆様にご相談のうえ、決めていくことになります。
- (委員)過去、山梨において弁護団で対応したことがかなりあります。委員のご指摘のとおりこの手の事案は全国的に被害があるものですが、山梨の在住の被害者を集めて弁護団を組んで裁判する事例があります。この制度が使えるのであれば、非常に良いことだと思います。集団訴訟をする際に、費用をかなり抑えましたが数万円は消費者に負担していただきました。その費用さえ負担できなかった方には、訴訟から外れていただいたこともありますので、この制度が使えれば良いと思いますし、消費者へ制度について伝えていただければと思います。裁判については、管轄もありますので、個別にということになると思います。
- (事務局)補足ですが、無利子ではありますが、あくまで貸付です。免除規定もありますが、基本的に は返還の義務がありますので、ご承知おきください。
- (委員)裁判を受ける権利を確保できるものなので、非常によい制度だと思います。ぜひ、周知をして いただければと思います。
- (議長)他にご質問はありますか。
- (議長)議題は以上ですが、その他何かご意見等はありますか。 以上で、議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。